

手続きチェックシート お子さまが生まれた方へ

出生届に伴う手続きはお済みですか？

上京区役所(令和6年4月1日現在)

※各種手続きの際には、本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)の提示が必要な場合があります。

※代理人の場合は委任状が必要となることがありますので、窓口へお問い合わせください。

注) 手続きの種類によりマイナンバーが必要となる場合がありますので、窓口でご確認ください。



| 項目 | チェック欄 | 手続き・対象 | 必要なもの | 担当課 (窓口番号) |
|---|-------|--|--|---------------------------|
| 出生届 (本籍地、出生地、届出人の住所地のいずれかに届け出てください。) | | 生まれた日を含めて14日以内に届け出てください。(14日目が土・日祝日の場合は翌開庁日まで) (時間外は1階、宿直窓口で受け付けます) | ・出生届(出生証明書) ・母子手帳(時間外に宿直窓口へ届出される場合は、後日開庁時間内にご持参ください。) | 市民窓口課 1階④ ☎441-5056 |

*以下の項目について、該当される方は各窓口にて手続きが必要です。

| | | | | |
|---|--|---|---|------------------------------|
| 国民健康保険 | | 生まれたお子さまが国民健康保険に加入する場合 (職場の健康保険に加入している方や、同業者による国保組合の組合員の方は、各保険の窓口へお問い合わせください。) | ・窓口に来られる方の本人確認書類 ・世帯主の国民健康保険証 ・母子手帳 | 保険年金課 1階⑤ ☎441-5130 |
| 国民健康保険 (産前産後期間の保険料の減額) | | ご出産された国民健康保険被保険者の方は、国民健康保険料が減額される期間があります。 ※国民健康保険料が最高限度額に達している世帯について、当該制度の減額後、引き続き最高限度額を超える場合は、保険料が減額されないことがあります。 | ・国民健康保険証 ・母子手帳 | |
| 国民年金 (産前産後期間の保険料免除) | | ご出産をされた第1号被保険者の方は、国民年金の保険料が免除される期間があります。他の理由ですでに保険料の免除を受けている場合も手続きが必要です。 | ・年金手帳又は基礎年金番号通知書等 ・母子手帳 | |
| 出産育児一時金 (国民健康保険) | | 国民健康保険に加入している方が出産された場合で、次のいずれかに該当する場合は手続きが必要です。 ・直接支払制度を利用したが、出産育児一時金より出産費用が少ないとき(差額請求) ・直接支払制度を利用しないとき ・海外で出産したとき | ・国民健康保険証 ・母子手帳 ・世帯主の預金通帳 ・医療機関の領収書 ・医療機関が交付する直接支払制度の手続きに関する文書 | 保険年金課 1階⑦ ☎441-5138 |
| 国民年金 (障害基礎年金受給者) | | 両親のどちらかが、障害基礎年金を受給されている場合は、手続きが必要です。(障害厚生年金は、上京年金事務所へ。障害共済年金は、共済組合へ。) | ・年金証書等 ・戸籍謄本等 | |
| 児童手当 ※出生後15日以内 ※公務員の方は勤務先で ※マイナンバーカードをお持ちの方は、電子申請(マイナポータル「びったりサービス」での申請)も可能です。 | | 出生後15日以内に必ず手続きをしてください。 ※児童手当、子ども医療の受付は市役所にて行っていますが、区役所でも申請書等を提出していただけます。 | ・請求者本人の健康保険証 ・請求者の普通預金通帳 ※必要書類がそろわない場合でも、まずはご相談ください。 | |
| 子ども医療 ※健康保険加入後、速やかに | | 子ども医療費の支給を希望される方 ※中学校3年生までのお子さんが対象です。 | ・お子さんの健康保険証(新生児の加入手続き後のもの) | |
| ひとり親家庭等医療 | | 受給資格が新たに生じる方 | ・健康保険証 ・戸籍謄本など ・所得証明書(必要な方のみ) 詳細はお問い合わせください。 | 子どもはぐくみ室 3階② ☎441-5119 |
| 未熟児養育医療 | | 病院に入院し、養育医療を受ける必要のある未熟児等 | ・印鑑・健康保険証 ・養育医療意見書他 詳細はお問い合わせください。 | |
| 保育所等 | | 保育所等の利用に係る支給認定を受けたい方 | 詳細はお問い合わせください。 | |
| 幼稚園認可外保育施設等 | | 幼稚園等の利用に係る支給認定を受けたい方 | 詳細はお問い合わせください。 | |
| 児童扶養手当 | | 受給資格が新たに生じる方 受給資格がなくなる方 | 詳細はお問い合わせください。 | |
| 新生児出生通知 | | 母子健康手帳に添付している出生通知書(ハガキ)を郵送してください。 | | 子どもはぐくみ室 3階③ ☎441-2873 |

| | | |
|--------|--------------------------------------|-------------------|
| お問い合わせ | 【開庁時間:月～金(土・日・祝・年末年始除く) 9時～17時】 | |
| 上京区役所 | 〒602-8511 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地 | (代表) ☎441-0111 |

※ 市政情報総合案内コールセンター「京都 いつでもコール」

・「京都いつでもコール」は、市政の手続きや制度、イベント、施設などに関するお問い合わせにお答えするサービスです。いつでも、お気軽にお問い合わせください。

[時間] 年中無休 朝8時～夜9時
[電話] 075-661-3755
[FAX] 075-661-5855

[パソコン・携帯電話]<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000281210.html>

* 2次元コード読み取りの携帯電話をお持ちの方は、右のコードからアクセスできます。



携帯電話